

議会改革・議会活性化にかかる各委員会の取り組み（提案）

（議会基本条例4条、5条及び6条の規定により、全議員参加による議会活性化への取り組み）

【議会運営委員会】

議会運営委員会の所管事項は、議会運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項と規定されている。

1. 議会基本条例の検証及び改正を統括する（基第23条）
2. 議会活性化特別委員長を議会運営委員会のメンバーとする6人で構成し、議会運営委員長の任期は2年とする
3. 会期中の常任委員会は別々の日程とする
4. 開会中、閉会中の他委員会委員の傍聴（意見・質問は不可）を許可する

【議会活性化特別委員会】

議会の広報（議会報を除く）、公聴に関する取り組み（基第8条）を所管し、議会活性化における議長の諮問はもちろん、議運の要請、各議員（委員）の提案を調査研究する。

1. 意見交換会の要領策定
2. 条例提案、政策提言を統括（基第4条、5条及び6条）
 - ・総務、福祉各委員会の所管事務調査や先進地研修を委員長報告や研修報告書の提出のみに留めず、その成果を町政に反映させるため、任期4年に1つ以上（意見交換会の提言とは別に）の条例を提案。あるいは政策提言の実施を基本条例の改正及び要領の制定により義務化する
3. 委員会構成の見直し
 - ・委員長は議会運営委員会のメンバーとなる
 - ・委員会構成は、総務産業、福祉文教委員会から議運委員長と監査委員を除く各3人ずつの6人とする
 - ・委員は、それぞれの常任委員会内で議会活性化活動の責任者となり、活動を主導する
 - ・任期は4年とする

【議会報編集特別委員会】

- ・委員会構成は、総務産業、福祉文教委員会から議運委員長と監査委員を除く各3人ずつの6人とする

【予算常任委員会】

1. 3月定例会前に予算委員会を必ず開催するものとする
2. 12月定例会開会中の予算委員会及び3月定例会前の閉会中の予算委員会では、次年度当初予算の新規、重点、大型、廃止、縮小の各事業の報告を受け、協議する
3. 閉会中の予算委員会（分科会）
 - ・閉会中の予算分科会開催（毎回）を議会の承認を経た上で、所管予算審査のための資料提出を可能にし、総務、福祉委員会ともに閉会中の委員会を予算部会と1セットの同時開催する
 - ・審査事項の有無に関わらず、毎本会議で予算委員長（あるいは予算分科会会長として各委員長）が報告する

【視察研修のあり方】

1. 1泊2日で2箇所（初日の午後と二日目の午前に先進地視察）か2泊3日で3箇所（3日の午前にも先進地を視察）とする
2. 原則として、同行は議会事務局職員のみとし、所管課長は同行しない

【新たな委員会構成】

【総務委員会に議運委員長と監査委員が所属している場合】

総務産業常任委員会	議会報編集特別委員会
委員 (A)	委員 (A)
委員 (B)	委員 (B)
委員 (C)	委員 (C)
委員 (D)	委員 (a)
委員 (E)	委員 (b)
委員 (F)	委員 (c)
議運委員長 (非特別委員)	

【福祉委員会に議運委員長と監査委員が所属している場合】

総務産業常任委員会	議会報編集特別委員会
委員 (A)	委員 (A)
委員 (B)	委員 (B)
委員 (C)	委員 (C)
委員 (D)	委員 (D)
委員 (E)	委員 (E)
委員 (F)	委員 (F)
委員 (G)	委員 (G)

福祉文教常任委員会	議会活性化特別委員会
委員 (a)	総務委員会から
委員 (b)	委員 (D)
委員 (c)	委員 (E)
委員 (d)	委員 (F)
委員 (e)	委員 (a)
委員 (f)	委員 (d)
委員 (非特別委員)	委員 (e)
議長 (辞任)	委員 (e)

福祉文教常任委員会	議会活性化特別委員会
委員 (a)	総務委員会から
委員 (b)	委員 (D)
委員 (c)	委員 (E)
委員 (d)	委員 (F)
委員 (e)	委員 (a)
議運委員長 (非特別委員)	福祉委員会から
監査委員 (非特別委員)	委員 (d)
議長 (辞任)	委員 (e)
	委員 (G)

【総務委員会に議運委員長、福祉委員会に監査委員が所属している場合】

総務産業常任委員会	議会報編集特別委員会
委員 (A)	委員 (A)
委員 (B)	委員 (B)
委員 (C)	委員 (C)
委員 (D)	委員 (a)
委員 (E)	委員 (b)
委員 (F)	委員 (c)
委員 (非特別委員)	

総務産業常任委員会	議会報編集特別委員会
委員 (A)	委員 (A)
委員 (B)	委員 (B)
委員 (C)	委員 (C)
委員 (D)	委員 (D)
委員 (E)	委員 (E)
委員 (F)	委員 (F)
委員 (非特別委員)	

福祉文教常任委員会	議会活性化特別委員会
委員 (a)	総務委員会から
委員 (b)	委員 (D)
委員 (c)	委員 (E)
委員 (d)	委員 (F)
委員 (e)	福祉委員会から
委員 (f)	委員 (d)
監査委員 (非特別委員)	委員 (e)
議長 (辞任)	

福祉文教常任委員会	議会活性化特別委員会
委員 (a)	総務委員会から
委員 (b)	委員 (D)
委員 (c)	委員 (E)
委員 (d)	委員 (F)
委員 (e)	委員 (a)
議運委員長 (非特別委員)	福祉委員会から
議長 (辞任)	委員 (d)
	委員 (e)
	委員 (G)